

佐賀、昭 50 不 1、昭 51. 2. 17

命 令 書

申立人 吉川編物佐賀工場労働組合

被申立人 吉川編物株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人吉川編物佐賀工場労働組合（以下「申立組合」という。）は、吉川編物株式会社佐賀工場の従業員をもって昭和 45 年 12 月結成された労働組合で、申立当時の組合員は 130 名、杵島地区労働組合協議会、佐賀県労働組合総評議会に加盟している。
- (2) 被申立人吉川編物株式会社（以下「会社」という。）は、昭和 27 年 6 月 1 日設立され肩書地に本社を、佐賀県杵島郡北方町に佐賀工場を所有し、タイツ、靴下、便座カバー等の繊維製品の製造、販売を業とする会社で、従業員は申立当時約 250 名である。

なお、佐賀工場には申立組合のほかに従業員 98 名で組織する全織同盟吉川編物佐賀労働組合（以下「同盟組合」という。）がある。

2 会社の経営の悪化及びこれへの対応策について

- (1) 会社は昭和 48 年のいわゆるオイルショックによる急速な需要の落ち込みと生産販

売計画の挫折により、大幅な在庫増を余儀なくされ、このため資金面を圧迫されてその後の支払金利の累増を伴い経営面に負担をきたすこととなった。昭和 49 年度上期は、生産縮少の前提として人員整理を企図したが実施できず、売上減少、労務費の高騰、支払金利の増加等の諸原因のため急速に経営が悪化するに至り、昭和 49 年 12 月末現在における損失金は 1 億 2 千万円に達した。

- (2) 会社は経営悪化の打開策として、経営規模を縮少する方針をたてるとともに、昭和 50 年 1 月末頃から、和議法による和議申請を検討し、最終的には同年 2 月 1 日の役員会で申請することを決定したが、この協議内容は会社幹部だけが知っていた。
- (3) 会社は前記経営縮少の方針に従い、人員整理を含む合理化計画案をたてた。その内容の概略は次のとおりである。

すなわち、当時の全従業員 238 名の体制を初年度は、管理者 6 名、男子 13 名、女子 32 名、計 51 名に縮少し、タイツ部門の編検、裁断、縫製、マット部門の装飾、トイレット部門の縫製装飾については外注とし、インテリア部門を主として残すというもので、各部門ごとの人員数は予定されていたが、具体的な人選については全く触れられていなかった。

- (4) 和議申請については、両組合との交渉を経て当初に予定されていた昭和 50 年 2 月 5 日を延期し、同年 2 月 8 日奈良地方裁判所葛城支部に申請され、同年 2 月 10 日債務者財産につき保全処分の決定がなされた。
- (5) その後昭和 50 年 7 月 8 日和議開始決定が、同年 8 月 28 日和議認可決定がそれぞれなされ、認可決定は同年 10 月 2 日確定したが、会社の操業は再開されず事業所は閉鎖されたまま今日に至っている。

3 会社の合理化計画をめぐる当事者の交渉の経過について

- (1) 昭和 50 年 1 月 31 日申立組合の A 組合長（以下「組合長」という。）が、同盟組合の C 組合長と共に、賃金遅配のおそれにつき会社の B 1 専務にただした際、同専務はそのおそれはないと回答するとともに、非公式に 2 月に入れば合理化を実施する旨をほのめかした。組合長は人員削減には反対、合理化実施の際は労働協約に基づく事前

協議をなすように申入れて会見は終わった。

(2) 昭和 50 年 2 月 3 日組合長は、同盟組合の C 組合長から会社が和議申請をなそうと
していることを聞かされて、初めてこのことを知り、直ちに真相をただすべく会社に
団交を申入れたが、B 1 専務は同年 2 月 6 日社長が来社するからそれを待って団交を
行いたいと回答するとともに、和議申請に伴い人員整理をなす計画であることを認め
た。

(3) 申立組合は、会社の合理化計画案を明確にさせるため昭和 50 年 2 月 4 日団交を申
入れ、同日 19 時 40 分から、会社側は B 1 専務が出席し、両組合との合同団交が開催
された。その中で会社は、同年 2 月 5 日付で和議申請をなし、事業所を閉鎖、同年 2
月 10 日付で全員を解雇することを提案し、交渉は未払賃金、退職金、解雇予告手当
等合理化実施に伴う債務の支払を中心に行われ、組合員の債権に見合う会社保管の商
品を両組合に譲渡することが協定された。

なお、和議については申立組合が申請の延期と内容の明示とを要求したため、申請
については延期することが確認された。

(4) 昭和 50 年 2 月 5 日会社側は B 2 社長、B 1 専務及び B 3 労務担当重役が出席し、
両組合との合同団交が再開された。その席で、同年 2 月 10 日付全員解雇、事業所の
全面閉鎖が正式に発表され、団交の結果、退職金、解雇予告手当及び未払賃金につい
ての支給額と支払期日とが協定された。和議について会社は、認可までには 4 ケ月位
はかかるであろうこと、認可後 50 名位で再建を図るが、現在の従業員を再雇用する
保障はない旨の説明をなし、申立組合は、和議認可に伴う会社再建についての具体的
提案を要求した。

(5) 昭和 50 年 2 月 7 日申立組合は、和議申請に伴う会社合理化計画案の明示及び、①
有給休暇の買上げ、②同月 12 日以降の出勤扱い、③うどん券の買上げ、④退職金の 200%
上積みを要求事項として団交を申入れた。この団交の中で会社は、従業員に対する同
年 2 月 10 日付の即時解雇は、同月 15 日を解雇予告日とし、同月 28 日付で解雇する
ことに変更する方針であると通告するとともに、特に同盟組合の C 組合長の同席を求

めた上で、申立組合がその明示を強く要求していた合理化計画案として、経費明細書、人員構成表及び損益計算（予想）を提示はしたが、和議の成否が先決問題であると主張し、退職金の上積み等解雇条件の交渉に終始したため、合理化計画についての具体的な話合いの進展はなかった。

4 解雇の実行及び退職金の授受等について

- (1) 会社は昭和 50 年 2 月 4 日、5 日両組合との団交の席上、同月 10 日付で全員解雇することを通告した。しかし、解雇予告手当の資金が調達できないため、同月 7 日の団交の際同月 15 日を解雇予告日として同月 28 日付で全員解雇することを改めて通告したが、会社の都合により更に、同年 3 月 8 日付とすることに変更された。結局申立組合員については、同年 3 月 8 日を解雇日とし、同年 2 月 15 日を解雇予告日とする解雇が実施された。

この間申立組合は、人員削減反対、早急な操業再開を要求し団交の都度全員解雇は認めない旨主張し、解雇予告手当の受領を拒否したため、会社は同年 3 月 13 日解雇予告手当を佐賀地方法務局武雄支局に供託した。

- (2) 同盟組合は全員解雇を内容とする会社提案を了承し、退職金の上積みを要求する条件闘争に切りかえ、会社規定による退職金は昭和 50 年 3 月 31 日受領した。しかし、申立組合は「退職金は一時預かる。」との留保を付して同日退職金を受領した。
- (3) 退職金の上積み要求については、会社と同盟組合は、①上積み割合を 40%とすること、②その支払方法としては昭和 50 年 5 月 20 日に 20%、同年 9 月末日と同年 12 月 25 日に各 10%を、いずれも佐賀銀行の個人口座に振込むということで妥結した。会社は同一内容を申立組合にも申入れこれを支払うことになり、同年 5 月 20 日上積分 20%が申立組合員の各口座に振込まれた。

以上の事実が認められる。

第 2 判断

1 申立組合の主張

- (1) 会社が経営の悪化と合理化の必要とに便乗し、労働協約に基づく協議を尽すことも

なく一方的に全従業員を解雇したことは、同盟組合と申立組合とを含め労働者の組合活動を嫌悪し、組合をつぶすことを意図した支配介入である。

- (2) 仮に上記の申立てが理由がないとしても、会社は事業再開の際の再雇用に当たっては、同盟組合員の中からのみ採用することを予定して本件全員解雇をなしたもので、結局申立組合を嫌悪し、これと同盟組合とを差別扱いすることによって申立組合をつぶすべく支配介入したものである。

よって、本件解雇は明らかに不当労働行為であるから、これを撤回すべきことを命ずる救済命令を求める。

2 会社の主張

上記申立組合の主張に対し会社はいずれもこれを否認し、本件全員解雇は、会社が経営上の窮境を脱するための事業所閉鎖、和議申請、和議が認可された場合の規模を縮小しての事業再開という一連の打開策の一階梯であり、労働組合を嫌悪して申立組合をつぶそうとする行為でないことはもちろん、再開に際して 51 名を雇用する予定であることは認めるが、これを同盟組合員の中からのみ採用するというような意図をもったことは全くなく、何ら申立組合を同盟組合と差別して扱った事実はないから、本件救済申立ては理由がないものであると主張する。

3 当委員会の判断

- (1) 会社が経営上の窮境に立ち至ったこと、これが打開策として一時事業所を閉鎖し、和議を申請するとともにこれが認可されることを条件に再開し、再開後は従業員を縮小して経営を続けていくという計画をたてたことは、上記認定のとおりであり、会社は前記合理化計画の一環である従業員縮小の手段として、本件全員解雇をなしたものと認めるのが相当である。ただ全員解雇に当たり、会社が申立組合と協議を尽した事実は認められず、会社の労働者ないし労働組合に対する態度には批判の余地があるといわざるを得ないけれども、本件全員解雇が労働組合をつぶそうとする支配介入であると認めることはできないので、申立組合の(1)の主張は採用することができない。
- (2) 会社が和議申請をしようとしていることを同盟組合の C 組合長は、申立組合より先

に知っていたことは上記認定のとおりであり、会社の再建計画による従業員雇用案をみれば、同盟組合員が採用されるのに好都合の観を呈するとして、申立組合が、会社は雇用に際し、同盟組合員を申立組合員より有利に扱うのではないかと疑念を抱くに至ったものであることは認めざるを得ないが、しかし、会社が同盟組合又は同盟組合員との間に、例えば「本件解雇は偽装であつて、これは申立組合を排除する方便であり、事業再開の際には同盟組合員に再雇用という形で再び稼動してもらうのだからそのつもりでいてもらいたい。承知した。」というような約束が取交わされている場合、すなわち、同じく全員解雇という外形はとっていても申立組合員との関係では真実の解雇、同盟組合員との関係では偽装の解雇というように、その内容を異にする場合であるならばともかく、このような事実を認定することのできない本件にあつては、たとえ再雇用の際、同盟組合員を申立組合員より有利に扱う蓋然性があつたとしても、全員解雇の時点で直ちにこのことを以って同盟組合との差別扱いであり、申立組合に対する支配介入であると判断するわけにはいかない。

よって、申立組合の(2)の主張も採用することができない。

第3 法律上の根拠

以上のとおり、本件申立ては理由がないので、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用し主文のとおり命令する。

昭和51年2月17日

佐賀県地方労働委員会

会長 平 野 義 隆